

## 令和2年度福島県安全で安心な県づくり推進会議 議事録

- 日 時：令和2年11月2日（月）午後1時30分から午後3時40分まで
- 場 所：北庁舎2階 プレスルーム
- 出席者：別紙委員名簿（出席者一覧）のとおり
- 概 要：以下のとおり

### 1 開会

#### ○半澤主幹

只今から、福島県安全で安心な県づくり推進会議を開催いたします。私は、危機管理課主幹の半澤と申します。よろしく願いいたします。始めに、危機管理部長よりご挨拶を申し上げます。

#### ○大島部長

皆さん、こんにちは。危機管理部長の大島でございます。本日は、お忙しい中会議にご出席いただきましてありがとうございます。

また、皆様には、日頃から、安全・安心な県づくりに御支援や御協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

本県では、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づきまして、県民の皆様が安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現を目指して、その具体的な取組に向けて「基本計画」を策定し、市町村や関係機関の御協力をいただきながら取組を進めております。

当初、基本計画につきましては、本年度中の見直しを図る予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、県の総合計画が来年度の見直しとなりましたことから、部門別計画であります本計画につきましても合わせて来年度見直すこととなりました。

さて、最近の県民の皆様に関わる安全・安心に関する話題についていくつかお話させていただきます。

一つ目は、令和元年東日本台風の関係であります。昨年10月に令和元年東日本台風が発生いたしまして、本県でも災害関連死を含め、38名の方が犠牲となる甚大な被害が発生いたしました。

県が設置いたしました検証委員会からは、自らの命は自らが守るという自助の意識と、地域が助け合う共助の意識を一人一人が高めることの重要性について、御意見を頂いたところであります。

そのため、平時からの確な避難について考えておくマイ避難の取組を県民の皆さんと連携・協力しながら推進していくことが重要であると考えております。

次に、交通安全の関係であります。本県の交通事故死者数の今年の累計は43人となっております。その内、高齢者の方が23人と半数を超えており、高齢者の交通事故防止が課題となっております。

また、JAFが今年8月に実施いたしました調査によりますと、信号機のない横断歩道に歩行者がいる時にドライバーが一時停止する割合は、福島県において27.0%となっております。約7割以上の車が停止していない結果となっております。

引き続き、市町村をはじめ、関係団体と連携しながら、高齢者や一般運転者への交通安全意識の浸透を図り、交通事故のない安全で安心な福島県の実現に向けて取り組んでまいります。

三つ目に、新型コロナウイルス感染症の関係であります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、県民生活や県内経済に深刻な影響をもたらしております。

感染のリスクが常に身近にある「ウィズコロナ」の状況が続く中で、感染拡大を防止しながら社会・経済活動を維持、回復していくためには、県民の皆さんがあらゆる場面で新しい生活様式を徹底・継続するよう取り組むことが大変重要であります。

今後とも、関係機関と緊密に連携しながら、新しい生活様式の周知・徹底を図るなど、感染拡大の防止に向けて、取り組んでまいります。

本日の会議におきましては、基本計画の指標の達成状況や施策の取組状況につきまして、御意見をいただきたいと考えております。

基本計画をより実効性のあるものとしていくためにも、委員の皆様には、お気づきの点につきまして忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げます。挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○半澤主幹

ありがとうございました。

次に、今回初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、日頃の取組など一言ご挨拶をいただきたいと思います。田崎委員から時計回りをお願いいたします。

○田崎委員

皆さん、こんにちは。私は、福島県消費者団体連絡協議会の事務局長の田崎と申します。私たちの団体は日頃から調査研究をしたり色んな関係団体と協力をしたりということでやっております。震災後始まったアンケート調査も今年で10年目ということで仕上げの年かなという風に思っております。よろしくお願いいたします。

○松本委員

松本喜一といいます。よろしくお願いいたします。いわき市にあります大学の教授をやっておりますけれども、現在は福島県社会福祉士会の会長として、750名程の会員の

方の様々な活動を支援しているところがございます。今回のこの案件に関しましては、虐待とか子どものいわゆるいじめ問題とか、または障がい者の生活問題とか数字が挙がっているのを見て気になっているところなんですけれども、昨今やっぱり社会的に弱い立場の人が何かこう隅に追いやられているような部分がありますので、その辺に関して少しお答えできればと思いますのでよろしくお願いいたします。

#### ○横田委員

素材広場の横田と申します。福島県のPTAの母親の会の委員をさせていただいた時にこちらの委員会に入らせていただいて、今、子どもも成人しているのですが、何故かずっとそのまま入っております。今、県の総合計画の方の委員もしておりますのでトータル的に見てのお話をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○渡辺委員

皆さんこんにちは。郡山市のセーフコミュニティ課セーフコミュニティ推進室長の渡辺といいます。どうも初めまして。私どものセーフコミュニティ課は、元々は市民安全課という課で防犯とか交通安全がメインの部署だったのですけれども、6年前の2014年からセーフコミュニティ活動、WHO推奨の国際認証取得に向けて活動を開始し、2018年に国際認証を取得しまして、課の名前もセーフコミュニティ課に変更となりました。セーフコミュニティは、怪我とか事故は、色々なデータを基に国の追究する、究明することによって減らすことができるという理念の基、行政だけでなく色々な機関の方々と市民の方々と協働で取り組んで事件や事故を無くしていこうという、そういう活動になっております。現在、郡山市の方は、子どもの安全、高齢者の安全、交通安全、自殺予防、防犯、防災環境という6つの柱でセーフコミュニティ活動を市民協働、市の施策はもとより市民協働という形で進めております。県の今回の会議の内容としても全て被っておりますので、それと照らし合わせながら参考にさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○藁谷委員

福島県防災士会の藁谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私の方は、先ほど部長の方からもありましたが、実は、令和元年東日本台風の時に福島県内におらず、昨年6月からこの8月まで東京の千代田区永田町にございます防災士研修センターというところに全国講師になるべく、勉強のために1年2ヶ月程行っていたのですが、なかなか地元で活動することができませんでした。その後、毎週土日帰ってきて現場活動の支援をさせていただいてはおったのですが、当日いられないというのと、ものすごく悔しいかなという思いを持ちまして、そういう観点からも現場を大事にした目線で少し見直したいなと思ひまして、防災の観点で参加させていただければと思います。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○菅波委員

福島県浜児童相談所で児童虐待対応専門員をやっております弁護士の菅波と申します。普段の活動としては、虐待のことをそういった相談とかある中で対応させていただいたり、他の関係でいいますと、民間大学のはまどおり大学というところの代表をやっております、虐待防止の勉強会などをやっております。特に今年は、障がいと虐待がすごく密接だということ、障がいを持つお子様に対する虐待についての取組等を重点にやっております。また、いわきのNPO法人いわきふれあいサポートというところの理事をやっております、そういった啓発活動ですとか被害者支援の活動もやっております。子どもとか女性の問題の視点からお話しさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木委員

福島大学の佐々木と申します。私は、災害情報論というのが専門で原発事故の頃ですね、自治体の住民に対してどういう情報が伝達されていたかという、そういうことを踏まえて色々やってきております。あと、最近台風19号の検証委員会でお世話になって勉強させていただいているところでございます。自分の専門柄どんなことを言わせていただければ良いのか分からないのですが、皆さんの発言等で勉強させていただきながら会議に参加させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○熊田芳江委員

こんにちは。郡山市の熊田といいます。私は泉崎村にあります社会福祉法人の立ち上げから昨年まで施設長をしておりました。今はですね、日本農福連携協会というところの業務執行員として東京に行ったりすることが多いのですが、最近菅総理になりました、菅総理は農業分野の評価というので輸出に続いて2番目に農福連携というところが24%自己評価というようなことを言われておりますけれども、日本全国でも農福連携ビジョンとか農福連携コンソーシアムという取組がありまして、うちの協会の会長が取り組んでいるところです。そういうこともあって、福島県でも、今、農業の危機的状況を福祉と一緒に取り組むことによって再生していこうというのと農業を守っていこうという取組でございまして、まだまだそういったところで発展できるような部分があるのかなと思っております。よろしく申し上げます。

○熊田真市委員

ふくしま被害者支援センターの熊田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。私はですね、条例の中に被害者支援という項目がありますので、そのような観点から色々

と議論していきたいと思っております。私は元々は警察本部出身なんですけれども、そのような観点からですね、県民の安全・安心を議論してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○奥原委員

ふくしま自治研修センターの奥原と申します。私の方は、実は福島に居住しておりませんので東京から来させていただいておりますが、色々な全国の自治体様とか、今は福島県さんの色々な自治体様の政策支援をさせていただいております。そういった意味で色々なことがご専門の先生方がお集まりでございますが、私の方は比較的多面的な視点ですね、受けさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宇月委員

福島県交通安全母の会連絡協議会の副会長をしています宇月静子と申します。今年からなりましたので初めてなのでどうぞよろしくお願いいたします。先ほど部長さんが高齢者の交通事故が主要事故の半数以上だと言われましたが、交通安全に関して啓発運動で反射材を交付しても、なかなかそれはもらっていたけるのですが、付けていただけないというのがありまして、それを付けていただけたら運転手の方にも見えて少しは事故も減るのでないかなと思って、いつもそう思っております。あと、そうすれば信号機がないところで渡っても見えるので良いのではないかなと思って、交通事故ゼロに向かって一生懸命運動しております。よろしくお願いいたします。

○半澤主幹

ありがとうございました。

次に、本会議の運営につきまして事務局から説明させていただきます。危機管理課長お願いします。

○千葉課長

危機管理課長の千葉でございます。

資料1-1をご覧くださいと思います。着座にて説明させていただきます。安全で安心な県づくり推進会議についてでございます。始めに条例制定の趣旨についてでございます。1段落目、県民の安全、安心な暮らしを脅かす諸問題に対処するために県民一人一人が地域社会の構成員として、自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守るとの意識を持ち、身近なところから備えることが大切である、ということから、2段落目ですが、県民参画の推進と各主体相互の連携・協力の推進などを基本理念として、防災、防犯、食品の安全確保、消費者保護等の10分野における施策を総合的かつ計画的に展開するために平成21年4月に条例を制定したところでございます。

続きまして、2番目のですね、基本計画についてでございますが、目標についてでございます。まず、条例に基づきまして、平成22年3月に策定されたものでございますが、県民が、安全に安心して暮らし、活動できる社会の実現を目指すものであるということでございます。さらに指標の設定と進行管理についてでございます。計画において取組の到達点を数値等の目標として明らかにした指標を設定し、効果の検証や評価を行う。それらの状況は、毎年度取りまとめの上、公表する、ということをしております。

続きまして、(3)計画策定の経緯でございますが、これまでの改定の経緯について申し上げます。まず、東日本大震災などによる社会情勢に対応するため、平成25年3月に改定しております。また、避難指示区域の再編の進行、あるいは、豪雨災害等の自然災害の頻発、高齢者を狙った詐欺や子どもに対する虐待など踏まえまして、平成29年3月に改定を行ったところでございます。

続きまして、資料1-2をご覧くださいと思います。こちらは、この推進会議の設置要綱でございます。今後の議題に関係しますところをご説明申し上げたいと思います。まず、この推進会議の設置目的でございます。第1条でございますが、安全で安心な県づくりを推進し、かつ市町村及び県民等への活動支援に対する意見及び助言を県民等から幅広く求めるために設置されているところでございます。所掌事務につきましては、第2条(1)から(5)のとおりとなっております。委員の任期につきましては、第4条で2年となっております、会長につきましては、第5条第2項で委員の互選によるものとされ、副会長につきましては、会長が指名することとなっております。その他の規定については、記載のとおりとなっております。説明は以上でございます。

#### ○半澤主幹

本会議の運営について説明させていただきました。

今回は、改選後、最初の会議ですので、ここから会長の選出までの進行は、危機管理課長が行います。よろしくお願いいたします。

#### ○千葉課長

続きまして、議事(1)会長の選出及び副会長の指名でございます。まず、会長の選出をお願いいたします。会長の選出につきましては、先ほど申し上げましたとおり、委員の互選により選出していただくこととなっております。選出方法につきましては、いかがいたしましょうか。ご意見あればお願いいたします。

特に意見等無ければ、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

#### ○各委員

異議なし。

○千葉課長

それでは、皆様のご了承をいただきましたので、事務局といたしましては引き続き奥原委員に会長をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千葉課長

ありがとうございます。

それでは、会長につきましては、奥原委員にお願いさせていただきます。

奥原委員には、会長席にご移動お願いいたします。

それでは、この後の議事につきましては、奥原会長にお願いいたします。

○奥原会長

皆様から互選されました。ありがとうございます。これから私の方で進行を進めさせていただきたいと思っておりますので御協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。着席して進めさせていただきたいと思っております。

それでは、規定により副会長の指名をさせていただくのですが、引き続き佐々木委員と宍戸委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○藁谷委員

宍戸委員は欠席のようですが、事前に連絡は取れているのでしょうか。

○千葉課長

内々にですね、ご意志の方は確認させていただいております。

○奥原会長

ありがとうございます。

それでは、宍戸委員と佐々木委員に副会長をお願いしたいと思います。それではどうぞよろしく願いいたします。

さっそくでございますが、議事に入らせていただきたいと思います。議事の指標の達成状況について、事前に委員の皆様からいただいたご意見等もございましたので併せて事務局から説明願います。

○千葉課長

資料2-1をご覧くださいと思います。令和元年度における指標の達成状況につい

て総括的なものとなっております。まず、下の囲みについてご説明いたします。指標は3種類ございます。まず、施策の達成度を測るための分野指標、各施策が目指す状況を確認するためのモニタリング指標及び県民の意識を測るための意識調査による指標でございます。この資料2-1につきましては、今申し上げた分野指標、モニタリング指標、意識調査による指標を合わせて1番上のところがございますが、合計で55件を抱えているところでございます。

次に今申し上げたうち、分野指標31件の達成状況について報告させていただきます。目標達成が12件、向上したものが6件となっております、かつ書きは昨年度の状況でございます。プラスマイナスすると0になるのですが、目標達成が増えている状況でございます。そして、変動なしということでプラス1、更なる取組が必要ということで15件でございますが、マイナス1となっております。その他、事業完了については昨年度と同様の3件という結果となっております。今申し上げた部分について、各分野別で整理したものが2-2となっております。

続きまして資料2-3でございます。こちらは、各事業それぞれの指標となっております。内容につきましては、後ほどご説明いたしますが、ご意見をいただいた部分等について修正させていただいた部分がございますが、それ以外については、置き置きとなっております。その観点から資料2-4と合わせてですね、ご確認をお願いできればと思っております。ご案内は、資料2-4の事前に提出いただいた指標の達成状況に関する意見等についての資料で、資料2-3の資料のページ番号等をご案内いたしますのでご確認をお願いいたします。

まず、資料2-4でございます。左端の通し番号1でございますが、1ページ目、藁谷委員からのご意見でございます。自主防災組織活動カバー率でございます。前年比で0.9%減少した理由を知りたい。また改善策はあるのか。さらにピーク時の平成27年度、89.1%となっておりますが、そこから令和元年度の市町村の比較を知りたい、というご意見、ご質問でございます。まず、対応等の欄のご確認をお願いします。最初に平成30年度から令和元年度に1%ほど減少した理由ですが、広野町と浪江町におきまして、町外避難による活動休止状態を踏まえた精査の結果ですね、前年度より組織数、世帯数が大幅に減となった、その影響ですね、減少につながったということでございます。自主防災組織については、防災出前講座や地域コミュニティ強化事業の実施により、活動活性化を図るとともに、県民全体の自助・共助の意識を強化し、組織化の向上を図ってまいりたいとのことでございます。それと平成27年度との比較につきましては、資料の一番最後のA3の資料が全体の資料の一番最後に付いていると思います。簡単にご説明させていただきますと、市町村ごとの自主防災組織状況で、平成31年と平成27年の比較の資料でございます。作りは、左側が平成31年4月、真ん中が平成27年4月、右側がその増減となっております、各市町村ごとに動きはあるのですが、全体的な傾向を見ていただければと思いますが、一番右下のですね、合計の欄でございます。自主防災組織のカバー率を



算定式の分母になるのが、管内全世帯数になります。増減のあるAの部分でございますが、31,590世帯増えている、その上で真ん中にいきますと、隊員数も38,399増えているということでございますが、分子となる組織されている地域の世帯数、Bの部分であります、これが71,000ほど減っているということで分母が増えて分子が減っているということなので、減少傾向が発生しているということでございます。要因として、核家族化というのは当然あるところでございますが、組織されている地域の世帯数、まあ引いて言うと町内会ですね、自治会の加入している世帯が例年減ってきているということが大きく数字に表れてきていることと思われま。それが、こういった傾向になっているということでございます。

戻っていただきまして資料2-4をお願いします。2番目でございます。資料2-3については、先ほどの真ん中の部分でNo.1-2でございます。本県における防災士の認証登録者数でございます。全国の防災士資格取得者については、全国で約20万人、それに対して福島県は2,680人とあって、率ではおよそ1.4%と少ない、今後、増やすことはないのか、との質問でございます。こちらの対応等の部分をご説明いたします。まず、防災士の認証登録者数につきましては、県の総合計画で設定した目標値を大きく上回っていると、設定の際のですね、想定がどうだったのかという問題は別途あるかと思いますが、計画以上に登録が進んでいるという状況を踏まえまして、現時点では、登録者数を増やすという観点は非常に重要な部分ではございますが、登録された防災士を活用する取組について、県防災士会と連携しながら検討を進めていきたいと考えておるということでございます。数も重要でございますが、その活用も含めてですね、進めていきたいという考えでございます。

続きまして、資料2-4、通し番号3でございます。同じく藁谷委員からの質問でございます。避難行動要支援者個別計画の策定市町村数でございます。資料2-3については、一番下のグラフでございますが、個別計画を策定した38市町村名を具体的に教えてほしいということと、後、残りの21市町村の進行状況についてのご質問でございます。対応等の欄、ご確認お願いいたします。個別計画の策定市町村は、郡山市から川内村まで、記載のとおりとなっております。策定できていないところに対してでございますが、訪問等を通じて課題を共有しながら、保健福祉部と連携し、個別計画の作成が速やかに進められるよう支援をしてまいるという考えでございます。

続きまして、通し番号4でございます。資料2-3では、2ページとなっております。福祉避難所指定市町村数で藁谷委員からの質問でございます。未指定が2件ということで原発事故被災自治体かどうかでございます。対応等の欄でございます。未指定の市町村は大熊町と双葉町の2町であるということでございます。今後の指定については、福祉施設等の再開の状況もあります。住民の帰還状況等に応じて検討する予定となっているということでございます。

資料2-4の裏面をお願いいたします。通し番号5でございます。資料2-3では、2

ページの中段のNo. 1-5でございます。消防団員数の条例定数に対する充足率に関して藁谷委員からのご質問ということでございますが、定員に対して減少傾向にあるが、改善策についてはどうなのかというご質問でございます。こちらにつきましては、従来からの部分でございますが、経済団体や事業所に対する消防団活動への協力要請、消防防災出前講座の実施によりまして若者等への消防団活動への理解を促進する、あるいは、機能別団員制度の導入促進等により、消防団員の確保を図っていききたいということで、なかなか速効計画はないのですが、着実にこういうのを踏まえて活動していくということでございます。

続きまして、通し番号6でございます。資料2-3は2ページNo. 1-6でございます。住宅火災による死者数ということで藁谷委員からの質問でございます。県内の住宅火災警報器の設置率が全国でも低いという話がある、この普及率との関係も考慮すべきではないかということでございます。住宅用火災警報器の設置によりまして、火災発生時の死亡リスクが軽減するのは事実でございます。消防本部等の関係機関と連携し、引き続き住宅用火災警報器の設置促進を図っていききたいということで、なかなか率が全国的に低い状況になっているのですが、若干改善はしているところでございます。

続きまして、資料2-4、通し番号7でございます。こちらは、資料2-3は3ページになります。No. 1-10でございますけれど、3ページの一番下でございます。大規模災害に備えて、避難場所の確認や食料の備蓄などを行っていると回答した県民の割合について藁谷委員からでございますが、目標設定が上昇を目指すとの表現になっておりますが、具体的に何を進めていくのかというご質問でございます。防災意識をいかに高めるかという観点から対応欄に書かせていただいております。まず、防災出前講座や総合防災訓練等を通じた防災啓発に継続して取り組むという観点、それと日頃から自宅や職場の災害リスクを確認して、自分や家族の的確な避難行動について考えていただく「マイ避難」という取組、昨年台風等の被害の際にも、その点をもっと強化すべきだという観点でございます。「マイ避難」の取組を推進しまして、県民の防災意識の向上と災害から命を守る避難行動、それを理解し、実際に行動につなげていただくという部分を図っていききたいという考えでございます。

続きまして、資料2-4の通し番号8でございます。こちらは、資料2-3については7ページのNo. 4-5でございます。田崎委員からのご意見でございます。こちらについては、グラフの表示についてですね、もう既に直している状態なのですが、非常に見づらいということで上下を直したという内容でございます。

続きまして、通し番号9でございます。資料2-3は12ページとなります。12ページのNo. 7-1でございますが、一番上になります。不良食品の発生件数でございます。渡辺委員からのご指摘でございます。これは、こちらの記載ミスということでございました。数値は23以下となりますが、21以下と標記しておりました。資料は修正させていただきます。

続きまして、資料2-3は19ページ、No. 9-2、真ん中の部分ですね。田崎委員からの意見でございますが、県消費生活センターのホームページアクセス件数の関係で、PCやスマホが普及していることから、それらの媒体でのアクセスを広めるような取組を何かしているかというご意見でございます。対応としましては、いわゆる紙媒体にですね、HPに誘導できるような掲載場所、アドレスを掲載しているということでございます。

ご意見のあった箇所を中心にご説明させていただきました。説明は以上でございます。

○奥原会長

ありがとうございました。

主に質問された委員の方に対するお答えということでご説明いただきました。皆さんの方から何かございましたらお願いします。

たくさん指標がございますので、指標を見て、進捗、効果ということについて、なかなか難しいのですが、ご関心のあるもしくはご専門の分野で何かございますでしょうか。

○横田委員

教えていただきたいのですが、12ページのNo. 7-2とNo. 7-3でございますけれども、食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示率が91.2%となっているのですけれども、今年、表示方法が変わっているので去年の数字になるのですが、これはどうやって調べていらっしゃるのですかね。地域が調べているのか、何か報告を受けてなのか、こういう数字がどうやって挙がっているのかなというのを知りたいのが一つ。もう一つが、その下の部分なんですけれども、GAPに取り組む産地数の産地とはどこを指しているか、市町村ではないだろうなと思っているのですが、産地の定義を教えていただければと思います。

○奥原会長

ありがとうございました。

それでは、No. 7-2、No. 7-3で食品表示法と産地ということですが。

○農林水産部

農林水産部でございます。

まず、食品表示につきましては、一般の方を調査員として委託しておりまして、抽出の中で調査したデータの数値を算定しているということでございます。

産地につきましては、市町村に限らず、一定の地域で同じものを作っている作物について産地と認定して、その数を計上しておりまして、その産地でGAPを取ったものを計上しているものでございます。よろしく申し上げます。

○横田委員

すみません、追加でごめんなさい。

産地の方なのですが、そうすると例えば同じ地区で同じきゅうりを作っている産地があって、隣がカボチャを作っていると、そこできゅうりが1、カボチャが1というカウントになってくるということですよ。GAPといえば、必ずそこで2個、3個作っているの、その産地をカウントするということですかね。

○農林水産部

はい、そういう意味合いでございます。

○横田委員

ありがとうございます。

○奥原会長

ありがとうございました。

他に何かご質問等ございますか。

○藁谷委員

防災士会の藁谷でございます。

たくさん質問を先にさせていただいたのですけれども、いくつか後から気がついたところがありましたので追加でご質問させていただければと思うのですけれども。

まず、救命率というか、普通救命講習などで我々、心肺蘇生法を教えているのですけれども、救命率を上げるためには、どんな方々に救命講習を受けてもらえるかと思っているのですが、各消防本部で、応急手当普及員というのですけれども、こういった普及員の養成はどのくらいやっているのか、それと消防で救命講習をどのくらい各消防本部でやっているのか。それと養成した普及員がどの程度の普及活動をされているのか、そういった指標もあるといいのかなと思っておるところでございます。

もう一つは、過去に自主防災活動促進事業というのがあったんですね、先ほど質問の中に自主防災組織活動カバー率、それと実際にはデータをいただいて隊員が減ってきているというお話もあるのですけれども、こういった過去にやっていた事業が無くなってしまったことによって自主防災活動が滞っているのではないかと感じましたので、こういったことも具体的に展開していただければ増えるのかなと勝手に思っていたところでしたので、そういった意見を追加させていただければと思います。

○奥原会長

ありがとうございました。

今のはご意見ということになるのですかね、救命なり、自主防災なりをまたということ  
で。では、事務局からお願いします。

○千葉課長

誠に恐縮でございますが、担当課がないもので、改めて確認して回答させていただ  
ければと思います。

○奥原会長

ありがとうございます。

他に何か皆様のご関心のある分野で、だいたいこういう指標であれば進捗とかですね、  
効果の評価というのは、眺められるというか、できるなあということで、普通は、こうい  
う評価の結果として今いただいているのですが、こちらに統計させていただいている指標  
で今後私も見ていくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○熊田真市委員

取組の中でちょっと思ったのですが、指標の関係で21ページの被害者支援です。

被害者支援の関係なのですけれども、指標が3つほどあるのですが、窓口、それから警  
察本部の取扱い、うちのセンターの取扱い、この3つがあるのですが、実は前にもお願ひ  
しているのですが、可能かどうかも含めてのお願ひなのですが、市町村の窓口、59市町  
村全てに窓口が設置されているのはよく分かるのですが、ここでいかほどの相談、市町村  
に対して支援の要請なり相談があったのかというような指標を組み入れていただくのはい  
かがかなと思いました。具体的に申しますと、ある市で窓口で支援要請をしたところ、う  
ちには窓口はありますが対応する職員がおりませんので他の機関にお願いしますというよ  
うな具体的な事例がありました。どことは申しませんが、これは1件2件ではないので  
すよ。どうしても市町村の窓口で相談に行くと、うちのセンターなり、他の機関に振られ  
る、実効性があまりない、窓口はあるけど本当に実効性があるのか、業務が見えない、う  
ちの方の支援ケースが増えているのですが、窓口は設置しました、しかし何をやっている  
のですかという、よく見えない、そうなりますと、果たしてどうなのかなということ  
で、この指標の中に組み入れることが可能かどうかというのを毎年お願ひしているのです  
が、ご検討願ひたい。

○奥原会長

今、こういう風に現場の方の現実的なお話がございました。これはいかがでしょうか。

○千葉課長

今お話いただいたとおり、毎年ですね、色々なご意見をいただいているところでござい

ます。指標につきましては、今回のご確認をいただいた上で、改定を控えているところでございます。具体的に指標については、すぐにつかめるものなのかどうか、つかんでそれを分析できるかどうかという部分も重要なことでございまして、その点も踏まえながら、ご意見いただいていることは重々承知しておりますので検討させていただきたいところでございます。

#### ○奥原会長

ありがとうございます。

現行の基本計画の指標に取り入れる施策という展開で少しある時期の基本計画作りのご示唆とかご意見というものに踏み込んで今いただいたという風に考えます。

他に何かございますでしょうか。

無ければ、今、色々貴重なご意見をいただいたので、こちらの議題の（２）指標の達成状況については、こちらで評価いただいているようなものでだいたい良いのではないかとということ、それから今併せ持って色々な進行上の問題とか指標値を見直すというところが必要なのではないかとというのがご意見で出てございました。つまり、やはりこの的確な指標というのはなかなか見つけられないというのが現実ではあると思うのですが、実際計画のPDCAといいますか、棚卸しといいますかですね、そういう時代の修正とともに見直していくということは、安全で安心の計画に限らず、色々な計画で常に必要な部分だと思いますので、そういう指標値の棚卸し、再検討というのはお願いしたいというところでございます。それから併せて一部、先ほど例えば田崎委員から随所でございましたが、グラフの折れ線向きをこうなった方がいいのではないかとか、具体的なお話もございましたが、そういったある種効果とか成果とか見え方、場合によっては一番最初にごございましたように数値が動いているのが何で動いているのかというので、場合によっては人口が減っているから母体数が減っているからとか、そういうことでやって、政策の効果なんですというのは別の要因で変化しているということになるでしょうから、そういうことを見極めて、何故指標を取ったんだということなんですけれども、やはりこの取組効果と政策評価を取るためということですので、その辺も併せて見直し、政策評価の見直しを提案したいです。

それでは、続きまして推進施策の取組状況について移らせていただきたいと思います。これにつきましても予め委員の方からご意見をいただいておりますので、それと併せてご説明いただければと思います。

#### ○千葉課長

推進施策の取組状況につきましてでございます。先ほどと同様にですね、既にご確認いただいていると思います。一部ですね、修正している部分がありますが、ほぼ既にお配りしているものと同様となっておりますので、資料３－２の意見等に基づいて資料３－１を

確認していただくような形で報告させていただきたいと思います。まずは、資料3-2の方を先にご確認お願いいたします。

まず、左側、通し番号1でございます。渡辺委員からのご指摘でございます。こちら武力攻撃事態等及び緊急処理事態における県対策本部の観点です。令和元年度のところの書き込みの表記でございますが、台風19号との記載をそのまま使っていたということでございますが、その後、気象庁等の記載の統一ということもあって令和元年東日本台風に統一するという形で表記をさせていただいております。同様のご意見は、他の項目にもございますので説明は省略させていただきたいと思います。

続きまして通し番号2でございます。資料3-1は7ページになります。7ページの災害ボランティアセンターでございます。まず、藁谷委員から意見がございまして、一つ目でございます。令和2年度の取組についてですね、災害ボランティアセンター運営講座を開催し、災害時の情報発信や課題解決方法について学ぶ機会とする。また、多様なニーズに応えるため、協働型で行う支援の在り方を検討していくと、前は考えていくとしていたのですが、検討していくと修文をしているところでございますが、それについて、具体的にどんな方法か教えてほしいとのご質問でございます。対応等の欄、資料3-2でございます。多様な協働による支援のあり方を検討する必要性が高まってきているという認識、そこはそのとおりでございますが、具体的な対応を策定するまでには至っていないという状況だということでございます。また資料3-2でございます。2点目の質問でございます。こちら令和2年度取組予定の質問でございます。ボランティア活動が災害時において効果的に発揮できる方法について、関係機関との連携を図り、体制の見直しや情報共有を図る、としているが、具体的に決まっていることがあればということでございます。こちらについては、県災害ボランティアセンターを設置・運営する県社協において、昨年度の令和元年東日本台風への対応の課題としてボランティアの担い手確保あるいは行政との連携という点が課題があったと受け止められて、その上で平時からの関係団体との連携強化について、長野県における災害時支援ネットワークをモデルとする活動組織の立ち上げを県に提案されたという状況もございまして、それを踏まえて県社協や関係団体とともにネットワーク構築に向けた検討を進めていきたいという考えでございます。

続きまして、資料3-2の通し番号3でございます。こちらは資料3-1では9ページになります。こちらは、住民避難における市町村との連携でございます。「マイ避難」の取組を呼び掛け、住民の迅速かつ確かな避難行動に向けた「自助・共助・公助」の推進は、具体的にどのように展開するのかというご質問でございます。これについては、対応等の欄でございますが、今年度、「ふくしまマイ避難ノート」につきましては、県内全戸に配布させていただいております。新聞・テレビ等による広報、自主防災組織を対象とした防災出前講座での啓発等に取り組んでいるところでございます。今後も「マイ避難」の取組を通じて自助・共助の促進に繋がるよう、周知啓発に取り組んでいきたいということでございます。

続きまして、通し番号4でございます。こちらは、資料3-1では10ページになります。10ページの一番上の広域避難の支援でございます。この意見も藁谷委員からでございます。応援対応や受援体制の整備、充実・強化の取組対応があれば、時期を教えてください、可能であれば参加もされたいというご意見でございます。令和元年東日本台風等の対応検証を踏まえ、年度当初、4月段階、それと本格的な台風シーズン前、7月段階で市町村向けの研修会を開催しました。また、各市町村への訪問を継続して実施しており、受援体制の整備について助言等を行っている状況でございます。

続きまして、資料3-2の裏面でございます。通し番号5、資料3-1は12ページと14ページでございます。藁谷委員からの意見で12ページでは地域住民の連携意識の醸成、14ページでは自主防災活動の促進ということで、同じ内容の意見でしたので、地域コミュニティ強化事業についての意見でございます。こちらについてはモデル事業として県として取り組んでいる事業でして、今年度でモデル対応のステップ2を終了と聞いているが、コロナ禍においてステップ2の地区防災計画にトライしていない地区は、今後どのように推進するのかということでございます。対応につきましてでございます。今年度の地域コミュニティ強化事業につきましては、これまでのモデル地区において実施してきた取組を踏まえ、地区防災マップあるいは地区防災計画の作成に係る手引きを作成しまして、各市町村への水平展開を図り、各地区における自主防災の取組促進につなげていきたいということで、あくまでモデル事業という整理の中で実施しているところでして地区防災計画まで作っていない市町村も実際でございます。そこはどうするんだということもございしますが、作成している市町村もございしますが、それらも踏まえて来年度以降作成できるような形で支援し進めていきたいという趣旨でございます。

続きまして、資料3-2は通し番号6、資料3-1は16ページでございます。こちらにつきましては、渡辺委員からの意見でございます。災害時健康支援、栄養・食生活支援活動マニュアルの整備ということでございますが、こちらにつきましては、先ほどご紹介しました修正意見となります。通し番号9までが同様となりますので省略させていただきますと思います。

続きまして、通し番号10でございます。資料3-1は23ページでございます。藁谷委員からの意見でございます。市町村における要配慮者避難支援対策の促進についてでございます。こちらについては、避難行動要支援者の個別計画の早期策定に係る支援内容等について、具体的に教えてくださいということでございます。こちらについては、対応等については、保健福祉総務課でございますが、災害対策課と共に市町村を訪問し、課題を洗い出し、その把握をし、助言を行っているという内容でございます。

続きまして、裏面となり、通し番号12、資料3-1については、26ページの中段でございます。廃炉に関する安全監視組織の設置でございますが、廃炉安全確保県民会議についてのメンバーと取組内容についてのご質問でございます。廃炉安全確保県民会議につきましては、原子力発電所の廃炉に向けた取組状況等を会議や現地調査を通じて、県民の



目線で確認していくことを目的とした会議でございます。メンバーでございますが、いわき市始め、このとおりの各市町村の住民13名及び商工、農林水産、観光などの15団体、学識経験者3名の合計31名で構成されているところでございます。

通し番号11は省略させていただきます。通し番号13、資料3-1は39ページから虐待等対策の推進ということで菅波委員からのご意見でございます。障がいと虐待が非常に密接であることを前提に、障がいに対する理解を深める機会を子ども自身、プレママ、パパさん、現に子に関わる全ての方、地域の全ての方を対象により一層充実していただきたいと思っております。こちらの対応についてでございます。障がい児の支援については、発達障がい者支援センターや県自立支援協議会子ども部会において、障がい児の早期発見や早期支援、放課後等デイサービス等への事業所の質の向上を目的にしまして、支援者向けの研修や新規開設事業所への訪問を行っているところでございます。また、他業種との連携の必要性も感じているところであり、児童福祉・障がい福祉分野はもちろん、その他の一般の子育て関連団体、事業との連携も行いながら、障がい児の支援に取り組み、虐待防止に努めてまいりたいということでございます。

続きまして、通し番号14でございます。資料3-1は68ページでございます。食育の推進でございます。こちらは、コーディネーターとサポーターの表記が分かりづらいということだと思いますが、食育推進コーディネーターと食育実践サポーターについて、その違いや必要な資格などがあれば教えてほしい。あと、成長期の子どもに限らず、食はとても大切です。家庭での食が基本となるため、家庭での食育についてどのように取り組んでいるのか、また関係機関とどう連携しているのか、分かると良い、その点を示してほしいというご意見でございます。対応等についてでございます。まず、農林水産部からでございます。食育実践サポーターにつきましては、食生活・栄養・調理、生産・加工、食文化、食品製造・流通、食の安全・安心など、食に関する分野において、自らの知識や経験を活かした講義や実習等の実施、体験機会の提供等をとおして、食育活動を支援する方々のことをいいます。県としては、このような方々に食育実践サポーターとして登録を進めるということから、学校や地域団体等からの活動要請に応じて、サポーターを派遣しているところでございます。これが、食育実践サポーターの観点でございます。続きまして、教育庁からの部分でございます。食育推進コーディネーターの部分でございます。こちらについては、学校において食育を推進する立場の教員のことです。学校では、食育推進コーディネーターが中心となり、学校の食育全体計画の作成や家庭向けに食育に関するお便りの発行を行っており、また、食育月間に合わせて食育講演会を実施し、そのコーディネートなどを行っています。県教育委員会としては、食育を含む健康教育に関わる医師や薬剤師、大学教授等を希望する学校に派遣する事業を行っていますが、児童生徒だけでなく、保護者にも講演等を実施しているところでございます。また、学校では、生徒が「自分手帳」に食生活で見直したいことなどを記入し、それを家庭に持ち帰り保護者からコメントを書いてもらう活動を通じて食育に関して学校と家庭で連携を図る取組も行われてい

るところでございます。

続きまして、通し番号15、資料3-1については71ページでございます。食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信で田崎委員からのご意見でございます。学校給食食材や学校給食1食分の放射性物質検査体数は3,446検体ですが、検査結果を県ホームページで公表されていることは大切であり、検出が0でも当分は検査を継続し公表されることが保護者の安心につながります。その上で学校や保護者への情報提供はどのようにされているかというご質問でございます。対応等の欄でございます。食材の検査については、県立学校や市町村立学校それぞれ実施されているものと県が学校給食会に同会で取り扱っている食材や加工品の検査を委託しているものがあり、その上で、学校給食1食分の検査は、市町村が独自に行っているものと県が県立学校や希望する市町村について行っているものがあります。県が行っている1食分の検査結果は、県立学校に対しては直接学校へ、市町村分は市町村教育委員会に報告し、各市町村教育委員会では、その結果を各学校に伝えています。保護者への報告については、県、市町村、あるいは学校がホームページに掲載する場合もございますし、学校や共同調理場が、学校給食だよりや献立表に掲載して直接保護者が提供しているケースがあつて、色々な方法がとられているという状況でございます。

続きまして、通し番号16でございます。資料3-1は82ページでございます。消費者への情報提供でございます。年代で情報収集の方法に違いがあるため、紙での発行とホームページでの公表は両方大切だと思います。高齢者もスマホを持つようになってきており、高齢者の間で情報収集に格差が出ない工夫をして取り組んでほしいとのご意見でございます。こちらについての対応でございます。引き続き両媒体での情報提供に取り組んでまいります。先ほどもございましたが、紙媒体には、HPでの掲載場所を掲載し、ホームページには、紙媒体の配布先を記載するという形で、両方ともできるような形で進めていきたいということでございます。

続きまして、通し番号17、資料3-1は83ページでございます。こちらは、情報活用能力についてで、田崎委員からの質問でございます。情報モラル教育は今まで以上に大切で必要だと思います。学校でのモラル教育の他に、例えば、企業から新入社員を対象にモラル教育出前講座など要請や活用については今まではあつたかどうか、また、あればそのようなことはできるのかどうかということでございます。その対応についてでございますが、まず実績は今のところない、個人のSNS活用など企業として社員の情報リテラシーの向上は必要と考えているところでございます。県立テクノアカデミーにおいて実施している在職者訓練、テクノアカデミーで新入社員向けのセミナーを開催しているので、ニーズがあればセミナーのメニューとして実施を検討したいというところでございます。

説明は以上でございます。

○奥原会長

ありがとうございました。

予め委員の方からご質問あったかと思いますが、主に基本計画の取組状況、それから場合によっては議題（２）の指標も含めて、何かご意見等あればお答えいただければと思います。

今回、全員の方にお話いただきたいということで、田崎委員から時計回りをお願いします。

○田崎委員

説明いただいたので、それで良いのかなと思います。全体的に自分の理解しやすい項目とそうでないところがあるので、どうしてもそこでは自分の中ではずっと理解できるところと違いますので、こういうところで皆さんの意見を聞けるのがすごく良いかなと思っています。

○奥原会長

田崎委員の言うように重要なご指摘をいただいておりますが、所管は違うのだと思うのですけれども、食育推進コーディネーターと食育実践サポーターというのがですね、何がどう違って何がどう関係するのかという辺りが分からないということで、それが分からないので全体としてどういう食育を実践されているかということが分かりにくいということで、やっていただいているのだと思うのですけれども、こういうことがあるよ、というのを例に挙げてらっしゃるそういう話がけっこう色々なところであるので、実際にやってらっしゃるものを分かりやすくできればということをお願いしたい。

それでは、松本委員をお願いします。

○松本委員

ありがとうございます。私が、今ちょっと話を聞いて気になった点が２点あるのですが、災害ボランティアセンターの設置で、先ほど防災計画を作っている市町村について、まだ作っていないところがあるということと、あとは同じようにですね、社会福祉法でも地域福祉計画を作らなければならないことになっているのですが、福島県は全国でも地域福祉計画の策定率が低くて４０％くらいしかないんですよね。やはり作っていないところは町村部に多くて、地域福祉計画を作っていないと社協における災害ボランティアについてもなおざりになる。そうすると、災害時に避難するときに弱者になっている子どもや障がい者や高齢者や要介護高齢者に対する数字の把握というのも、なかなかされていないのではないかと心配してしまいました。そういった意味でもですね、地域福祉計画を策定していただくことの働きかけと、作ってくださいと言ってもなかなか私も市町村なんかはね、大変なんだと言ってまして、作れないみたいなテクニカルなようなところもあるみた

いなんです。やっぱりこれを防災計画と一緒に減災との関係で、市町村の中で一番被害に遭いやすい障がい者や高齢者に対する危機管理というのが一番必要だと思いますので、ここはもう少し、私は全市町村にこの辺りを感じたところでした。この辺が何で進んでいないのかなと思いますので、もう少し進めていただきたいというのが1点と、あともう1点ですね。自助・共助という言葉をよく使っているのですけれども、自助・共助等というのですけれども、自助・共助・公助という3つ使っているところと、今、確か社会福祉の世界では、地域共生社会の中では、包括ケアシステムの中でも、自助・互助、互助なんです、そして共助に公助なんです、4つの助け合いというのが一応謳い文句になっていて、そのうち自助もセルフケアなんですけれども、けっこう自己責任に追い詰めるのではなくて、なるべく周りです、助け合えるような、いわゆる助け合い、互助ですね、お互い様みたいところで、地域づくりの中で互助という言葉が無かったので、今後ですね、こういうのに面したときには知ってほしいなというのと、それから社会福祉の中の共助というような体制はあるのですけれども、公の方で公助ですね、税金でいわゆるバックアップしていくという、いわゆる行政責任というのを、逆に4つを揃えた形での支援体制というものを地域包括の世界でも揉めてますので、こういった危機管理をやる上で同じような文言を統一していくことで県民への理解が浸透するのではないかなと思います。私の仲間の社会福祉士やケアマネージャーとか地域包括支援センターとか相談支援事業所でやられているような、いわゆる相談機関が小中学校の利用者や子ども達に近いところなので、その職員体制について考えていきたいなと感じました。以上です。

○奥原会長

ありがとうございました。

共助と互助はニュアンスが違うのですか。

○松本委員

違います。

自治会みたいなのが互助、任意みたいな、世帯間みたいな、いわゆる地域でのつながり合いみたいな。共助はどちらかと言うと、社会保険みたいな形で仕組み的に相互互助みたいにお金を出し合っていざという時に一緒に対応していくみたいな形で。

○奥原会長

社会福祉の関係の方だと互助といった方がピンとくると。

○松本委員

そうですね、地域福祉の世界的には互助が多いですけれども、ボランティア関係なんかだと互助ですね。

○奥原会長

ありがとうございました。

○横田委員

前回の資料も含めて、今まで6年間の資料で一番見やすかったと思っております。毎回毎回うるさくしてすみませんでした。ただ、すごく見やすくなったところというところ  
と、あと活動内容がそれに比例してグラフになっていて分かりやすいな思っております。  
一つ、全く個人的なところで言いますと、どうしても子どもさんはスマホを持つ時期が早くなっていますし、産まれてすぐにお母さんは子どもにゲームをやらせたりするような時代なので、学校教育とか色々指導くださってはいらっしゃると思うのですが、その時点でけっこう親にぶつかっちゃうぐらいになっちゃっている時もありますので、低年齢化に合わせてかなり臨機応変な対応していただければなと思っております。以上です。

○奥原会長

ありがとうございました。

そういう低年齢化といいますか、そういう部分は経済も含めてですけども、非常に速いテンポで変化してますのでね、そういうところも取組ながらですね、それを指標化するかはどうかは別として、そういう視点として入れていただきたいということだと思います。それでは、渡辺委員お願いします。

○渡辺委員

県の取組について大変参考にさせていただきました。郡山市の取組と照らし合わせる前に、今年度、今出ているのが、予定となっているのですが、コロナ禍の中でどうやっていくのかとか、新しい生活をどう取り入れていくのかというのが今一番ポイントにおいておまして、実は、郡山市の全ての計画は今年度中にそういった観点を取り入れて各部署で見ますよということ取り組んでいます。セーフコミュニティの方も最初コロナの実態が分からないで会議とかもなかなか開けなかったのですが、今はちゃんと予防策をとって感染予防を取れば色々動けるということとなり、ちょっとずつ動き出してきました。その中で、虐待の関係が色々と潜在化しているのではないかと、相談の件数は極端に増えてはいないのですが、実は潜在化している。これをどうにかしなければいけないということで、郡山市だと子育てサロンというのがずっと定期的に各地域で開けていたのが、コロナで集まりにくいということで開けてなかったのが、これから感染対策をとって皆さんに来ていただいて子育てしているお母さん達のストレスを軽減して虐待防止につなげていきたいということで、今ようやく下半期から動いている形となっているところです。参考までとなりましたが、県の取組を参考にしながら市も取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○奥原会長

ありがとうございました。

郡山市さんの方も色々やってらっしゃるので、逆に質問みたいになるんですけども、自主防災組織のカバー率というのが郡山市さんは100%なんですね。逆に都市部の方が低くなるのが普通かなと思ったら郡山市が100%でかえって他の山村部の方が低いという逆の現象が起きていますけれども、何か色々理由があるのでしょうか。

○渡辺委員

自主防災組織に関しては、担当部署が全地区で立ち上げようということで何年前前に動きまして全ての地区で立ち上がっているという状況です。

○奥原会長

色々なご意見が出ていて、色々な地域とか仕組みでそういう地域とか周りの方が助けていくという工夫が非常にあると思うので郡山市さんの取組は非常に参考になるのかなという風に思います。ありがとうございました。それでは、藁谷委員お願いします。

○藁谷委員

私の方は、どちらかというと県災害対策課の事業に関わらせていただいているので、照会をたくさんしてしまっていて細かい質問が多くなってしまい大変恐縮ではございました。地域コミュニティ強化事業なんかもファシリテーターをやらせていただいて毎回、去年東京にずっといた時もこっちに戻ってきて対応させていただいていたのですが、来年度以降はガイドラインのようなものを出し示していただいて対応いただくことも、まあ、どこでもやってられることなので、手抜かないでやってもらいたいということなのですが、あと、ふくしまマイ避難ノート、新しく全戸に配っていただいているのですが、防災士会の方では全面的に協力して、色々な会合だったり県民の皆さんと勉強会を開いたりするときにこういったものを利用させていただこうと思います。このマイ避難ノートは基本的には、県の職員さんだったり自治体の職員さんだったり、ガイドラインというホームページで東京都はマイタイムラインを作ったものをページにアップしているのだと思うのですが、そういう元々の流れというものを理解できておりますので、今日、実は災害対策課に帰り寄って200部もらって行って、うちのメンバーに配ってうちのメンバーに慣れ親しんでもらおうかと思っておりますので、今後も色々協力できる場所あれば対応してまいりますので、気軽にお声がけいただければと思っています。質問とかではなくて、我々の活動のPRになってしまいました。以上でございます。

○奥原会長

ありがとうございました。

藁谷委員は予め固有の質問をいただいておりますので、ありがとうございます。  
それでは、菅波委員お願いします。

○菅波委員

2点ありまして、まず1点目が資料2-3の6ページ目のDVセンター設置数と女性相談員配置市町村数というところの絡みで、資料3-1では46ページ目ですね。資料2-3を見させていただくとDVセンターの設置数が平成22年から令和元年まで変わらず9という数字で目標値は13で、女性相談員配置市町村数もずっと5のままで目標値の13に達していないというところなんですけれども、なかなか数値が上がらない理由みたいなところを何かこう分析しているところがあれば教えていただきたいのと、それに関連して相談体制の整備のところの取組という部分ですね、具体的に何が考えられるかというのを教えていただきたいというのが1点です。もう1点は、お話がだいぶ変わっちゃうんですが、資料3-1の71ページで食品中の放射性物質対策への取組というところで、いわゆる処理水の大量投棄というところが、この間決まりそうみたいなところで延期になったみたいな話が出てますけれども、恐らく時期的に今年度にある程度そこを決定するとなった時に、いわゆる経済的な産業に対する影響というところが出てくるのかなという予想がされると思うのですが、その辺りのリスクコミュニケーションであるとか放射性物質の対策とか何かしら状況が大きく変わったことに伴う対策というのを具体的に考えていらっしゃるのか、その辺り教えていただきたいと思います。

○奥原会長

はい、それでは2点出ましたのでお願いします。

○こども未来局

児童家庭課の尾関でございます。

まず、DVセンターですけれども、実際に県内で指定した名称は配偶者暴力相談支援センターといいますが、郡山市1カ所だけです。それ以外につきましては、女性のための相談支援センター、男女共生センター、保健福祉事務所がDVセンターとして位置づけられています。それ以外で女性相談員を配置した市町村でいわき市、会津若松市等がありますが、DVセンターという位置づけになっていないというのは、国の補助金のメニューでのメリットがないのですが、実際的に配偶者暴力相談支援センターと同じ機能を有し、相談員を設置しているところでございます。DVセンターの指定数が上がらなかったのも、今回、女性相談員を設置している市町村に対して、今月中に児童家庭課として設置に向けた要請訪問をしていくつもりでございますが、実際に目標数値は変わっていないので、指標として良いかどうかという点も検討していきます。

○大島部長

二つ目にご質問いただきましたトリチウムの処理水の関係でございますけれども、食品の放射性物質について、おおよその取扱いが決まった後にリスクコミュニケーションなり何らかの安全対策というものについてどうされているかという形でありますけれども、処理水につきましては、県民の皆様にも色々ご心配をおかけしているところでございますが、これにつきましてはどのような取扱いをするかという国の方で検討しているという状況でございます、何らかの方針なりが示され、そういう中で国としてのそれに合わせた対策なり対応というものも出てくるのではないかと考えております。県としてまずは国でどのような方針を示すのかということについて今後しっかりと確認していきたいと思っております。

○奥原会長

ありがとうございました。

菅波委員は、この答えでよろしいでしょうか。

非常に2点目はお答えにくだらうなど。

○菅波委員

はい。

○佐々木委員

質問でもよろしいでしょうか。

学校教育における防災教育で18ページですね。台風19号の検証委員会の中で被災された方達のアンケート調査をさせていただいたのですが、例えば、被災された方々でハザードマップを見ていて、その内容を覚えていた方々というのが3割にも満たなかったというのがあって、例えばそういうような結果が出ていたりするんですね。そういうところからいくと、やはりいかに地域の災害リスクだとか災害に対する対応方法だとか藁谷さんがかなり尽力されていると思うんですけども、色々な方面で、災害出前講座もそうですし、地域の中で考えるのも必要ですし、あと学校教育、あとマスコミの皆さんの協力とかですね、色々な形でその知識とか情報を皆さんに浸透させていくというのが大事なのではないかと思うのですが、そういう意味では、非常に分野横断的な取組が必要だということで、災害対策課だけではなくて、教育の分野だとか、地域に関連するような方々だとか、色々な方々の協力を得ながら分野横断的に縦割りではなくて、そういう形で取り組まなければいけないのが災害に対する対応というのが出てくると思うんですね。恐らく、県はすごく意識されていて18ページに41番という形で教育庁と危機管理部が一緒になっていて、あと避難行動要支援者のことも23ページになりますけれども保健福祉部と危機管理部が一緒になっていたりとか、あとハザードマップのところでは、土木部と危機



管理部や市町村、9ページのところにありますけれども、そういう形で分野横断的に、自分たちの部局を越えて対応していくという意識がかなりあるので、それは絶対大事にしてくださいと思うのですが、防災教育というところで一点気になっているのは、18ページの一番上のところに防災教育を実施すると書いてあって各県立特別支援学校と書いてあるんですね。その二つ下には小学校・中学校で放射線教育・防災教育の授業を公開するという言葉が出てきて、必ずしも県立以外の、小中学校といえば、だいたい市町村立かなと思うのですが、そういうところでもちゃんと防災教育をやっているのかなと思わせる書き方をされているように思うのですが、その辺を網羅的に県立学校だけではなく小中学校も含めて防災教育とかですね、そういうことがなされているのかどうかというのがこの書き方だけでは分からないなと思ったので、その点1点質問させていただきたいのと、あと外国人ですね、前回も僕がこの会議で確か申し上げたかと思うのですが、取組の中に外国人に対する対策というか外国人の皆さんは津波もそうだと思いますし、原発事故もそうだと思いますし、今回のコロナ禍でもそうだと思いますけれども、県内にもたくさんいらっしゃると思うのですが、そういう方々に対し、どういう対応を災害時にしていくかということで、その辺りも当面の課題としていただいて構わないと思うのですが、是非、今後加えていただけると良いのではないかと思いますので、両方とも質問ということで、1点ずつですが、よろしくお願いします。

○奥原会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○千葉課長

一点目の連携の点でございます。いわゆる公的な機関というのは県しかないということで、まさにご指摘のとおりでございます。実際に私学との扱いについては、総務部の私学法人課という組織でございます。直接ですね、教育庁でするわけではなくて、それぞれ独立して関わっている部分もありますので、例えば、公立ではこういう取組をしているので参考までにどうですかというアプローチというかそういう説明しかできないのかなと思っているところがございますが、別に私学では災害がないわけではないので、その点について取り組んでいけたらという部分もございます。改めて現状を共有、例えば私学で防災教育などを行っているとか、確認が必要なのかなと思いますので、その点も含めて改めて精査していきたいと思います。外国人への取組については、まさにいわゆる要援護者と同等の支援が必要な方々でございます。コロナ禍においても色々と技術的にという部分もございますので、今後検討を進めていきたいと思います。

○奥原会長

ありがとうございました。

今の点は前回の会議でも佐々木委員からご指摘がございまして、私も大事な点だろうと思っておりますので、是非次回の新計画改定には取り入れていただければと思います。

○藁谷委員

私が回答して多分おかしいと思うのですけれども、福島県立いわき支援学校くぼた校、勿来高校のところに一緒に入っているところなんですけれども、その知的障がいの皆さんと一緒に11月16日に避難訓練の講習会を開いて、12月のちょっとまだ日にちが決まってないのですけれども、ほぼ一ヶ月後の12月の中旬くらいに車いすと目の不自由な方と耳の不自由な方の3種類の避難訓練をやりましょうということにくぼた校の子ども達も一緒に混ぜてみんなで仮の車いす利用者、目の不自由な方はアイマスクをする、耳の聞こえない人には耳栓を入れて、そういうので障がい者の人達を助ける訓練をやりましょうということで計画を昨年からしていましたので、今年実施に至りますという一例ですけれどもご報告をさせていただきます。

○奥原会長

ありがとうございました。

具体的なお話をいただきました。

続きまして、熊田芳江委員お願いします。

○熊田芳江委員

全体的に気になったのは、昨年から比べて改善されているのが多い中で、虐待が横ばいだったり多くなっていたり、特に子どもの虐待が224から1,549とかなり増えているということが気になります。その対策として研修会とかDVDをつくるとか、そういったところとか具体的な活動はしているとは思いますが、もうちょっと手を打たないといけないんじゃないかなという風に思うのですね。その中でサポーターの養成というのが身近なところにサポーターの養成は全体的に高齢者や子どもじゃなく女性も含めてそういうところを支援できる人のこと、身近なところで養成していく必要があるかなと思うんですね。相談員は9人とか5人では全然対応ができない状況だと思うので、そういった対策がもっと取れないかなという風に思います。それからですね、もう一つは防災計画を作っていない市町村があるということで、震災から10年が経ってその間に様々な災害があったり、コロナも含めて次から次へと想定外の災害が起こる訳ですから、そういうのに対して対策は早急にするべきだと思うので、まだ作られていないところには支援をするとかして、きちんと意識を持って安心して暮らせる社会になってもらえるようにしてほしいなという風に思いました。

○奥原会長

ありがとうございました。

ご意見ということで、特に虐待については、日本全国的な問題で、どうしても一番弱いところに出てしまうということなので、福島県だけという問題ではないと思いますけれども、そういう意味でいうとそういう部分に対する風当たりといたしますか、そういう部分についてはかなり手厚くやってあげる必要があるだろうということでございます。二点目の防災計画につきましても同様にどうしてもそういった安全安心の問題となると事後対応といたしますか、そういうのが中心となってしまうのですけれども、転ばぬ先の杖じゃないですけれども事前準備、そういうことが本来一番大事であるということから、そういう部分についても、もしも市町村等で悩まれていることがあったら県の方から市町村等にガイドラインとか考え方とか事例とかご紹介いただきながら準備を進めるような形で是非お願いしたいと思います。

それでは、熊田真市委員お願いします。

○熊田真市委員

犯罪被害者支援に対して全国的な傾向や流れが大きく変わってきております。申しますのは、国の基本計画によるのですが、大元の理事会において犯罪被害者に特化した条例を作って支援していこうではないかという動きがございます。これについては座間事件、京アニ事件等において被害者が各県に跨がっている場合に犯罪被害者に特化した条例が各々の都道府県にないと公平な支援ができないというのが全国的に問題になっております。取組の90ページの(2)の中に県において県内の市町村に特化した条例を制定するように支援しますと書いてありますが、市町村の条例を支援する前にまず県が作るべきではないのか。県が作らないで市町村でやれというのは、なかなか難しいのかなというのが私の意見であります。と申しますのは、今、全国で22の都道府県が特化した条例を作っております。今年度中に約5県が発行しますので、約30県、30都道府県が今年度中に特化した条例ができるという状況になっています。東北におきましても、もう既に宮城、山形、秋田、今年度中に青森が策定します。特に秋田県においては、全市町村に特化した条例があります。隣県よりちょっと遅れているなという感じがしますので、新聞等の論調でも出ているように間もなく我が県もそうなるだろうと思います。そういうことで慣例に立ち入って対策を進めていかないと先ほど申したとおり、実行ある支援ができないだろうと思っております。各行政に一定の責任があるわけですから、それを実行できるためには、こういう方法も今後ますます風が吹くだろうなと思いますので、よろしく願います。

○奥原会長

ありがとうございました。

ご回答というか、これも難しいとは思いますが、要望があったということでしょうから、何かコメントできることがあれば。

#### ○千葉課長

なかなかお答えになるかですけれども、私自身条例を作る際に担当者でありまして、当初、色々な議論があって、なんで10分野なんだとかですね、総合的な分野をまとめて10個はどうなんだとか議論があって、苦しみながら作った記憶があるのですが、そのときのイメージはですね、特定の個別の分野についてはそれぞれ個別法だとか、できあがっている部分が多々あって、その中でぐるっと寄せ集めて作ったということですが、主眼は、先ほどご説明したように、いわゆるプレーヤーの方にどう自助・共助、先ほど互助のお話もありましたが、そのようなものが活動できるようにできるかというのが一番の主眼でございました。地元にいけばいくほど、実はやっている人はですね、一人何役もやっているケースも多々あって、そういう方々を周りがどうサポートし、支援していくのかという観点でございました。ですから、その指標の示す条例を見ても計画を見ても個別の計画を見ても、対策を講じるようにというイメージではなくて、どう関わって活動できる人たちをサポートしていくのか、あるいは数を増やしていくのかという観点が主なものです。ですから、公助ではこういうことをやりますからしっかりやってください、というのではなくて、極端には公助には限界があるから、結局、自助・共助、互助も含めてですね、そこについては、安全・安心をつくりましょうという内容でございます。ですから、そういう観点で計画がありますし、条例もございます。是非、そういう分野での質問や計画の評価をしていただきたいですし、あと、個別の分野では、別途作成していただければ、それはそれでありかなと思いますので、別に特化したものを作るなという考えではないので、ただ、今コメントをいただいている分野は、そういう趣旨から照らし合っているという部分でして、ただ、もう10年以上経っているものですから、現状に合っているのかという部分も改めて検討しながら次に進めていきたいと思っております。

#### ○奥原会長

ありがとうございました。

今回のきっかけになったというかスタートが資料1-1でご説明いただいたように東日本大震災の前の平成21年に元々が安全で安心な推進条例ということでそういう風になって、基本計画が平成22年の3月に策定が終わり、実はその翌年にですね、大震災が起きるようなことで、ある意味計画が予防といいますか、事前の段階でこういうのができていたというのが後から見た場合の位置づけになっていると思います。そういう意味で非常に良く、大震災が起きてさあどうするんだという事後対応というよりは事前対応的な、大震災から見ればですね、位置づけとなったということですので、その枠の中で活動をどういう風にしていくかという考えもあるし、場合によってはもう一歩踏み込んで、や

ったけどということもあり得るということで、その辺また中で議論していただいて内容をまた考えていただければと思います。それでは、最後に宇月委員お願いします。

○宇月委員

災害はいつどこで起きるか分からないので個別で策定された38市町村があって、まだ策定されていない21市町村の中に私の地元である猪苗代町が入っておりますので、それを何とか令和2年度中に完了するように書いてあるのですが、なるべく早く指導していただきたいなと思います。

○奥原会長

かなり具体的なお話でした。

○千葉課長

資料2-4ですけれども、令和2年度中に完了するのということだと思います。状況は確認したのですけれども、はっきりと今年度中にできますということが言えない状況で、これについては、個人情報はどうするかというのが一番のネックなようでして、それを具体的にどの程度進めるのかというのは私も承知していませんが、ご意見は承ったので、特に猪苗代町は。

○奥原会長

それでは、皆さんから色々ご意見をいただいたので、そういったものも含めて議事第4、計画の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

○千葉課長

資料4をご覧いただきたいと思います。

基本計画そのものについては、県総合計画の部門別計画に位置づけられております。計画期間も総合計画と同じで今年度までとなっております。今年度中に改定をする予定でしたが、コロナウイルス感染症の影響もあって、総合計画自体の改定が令和3年度に延期となっております。そういうこともあってですね、基本計画につきましても、来年度に改定を行うことさせていただいているところでございます。

2スケジュール(案)についてでございます。どう進めていくかということでございますが、スケジュール感として、来年の6月に現計画の総括、それと改定の素案をですね、入れさせていただいてご承認いただき、9月には改定案のご審議をしていただき、最終案として11月頃に提示して、翌月くらいには正式な決定を行うようなスピード感で進めていきたいと考えているところでございます。その上で、どういう観点で改定していくのかという部分は現時点でご提示は甚だ難しい部分はありますが、県総合計画の方の全体構想

のイメージが下の囲みでございますので、ご一読させていただきたいと思います。

30年先の福島県の将来を見据えつつ、10年後に目指す将来像を示し、これらを実現するため、今後10年間の政策の方向性や主要施策を定める、ということとなっております。また、県民、民間団体、企業、市町村、県など様々な主体が将来像を共有するための指針となるものであり、その実現のためそれぞれの主体が果たすべき役割を認識し、それぞれの強みを発揮し、相互に連携・共働した計画とする、というイメージでございます。このイメージを踏まえて、この基本計画をどういう形でもっていくのかについて、来年の6月頃までに提示し議論したいなと思っておりますのでございます。説明は以上でございます。

○奥原会長

ありがとうございました。

これに関しまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお伺いしたいと思います。

○熊田芳江委員

犯罪被害者への相談状況については入っているのですけれども、犯罪を犯してしまった人、受刑者への対策というのが入っていないと思ったのですけれども、受刑者の人たちは、東京都内の方が団体の立場にありまして、刑を受けて返されてしまうと帰る場所がなかったり、居場所がなかったり、支援者が少なかったりして、それに反して返されたのにまた戻るというようなことがあって、これからは、そういう人たちも社会で暮らせるような仕組みを考えていかなければいけないということで、例えば障がい者の施設に受け入れていただいて、職業の訓練をするなど、そういった具体的なことをやっているものでしたので、その辺も加えられたらいいかなと思います。

○奥原会長

ありがとうございました。

国の動向も含めてやっていただくことはと。

○千葉課長

先ほどスケジュール感を申し上げましたが、分野を先ほど申し上げましたが、10分野で整理していますが、それが今、既に月日が結構経っているのですけれども、現状に合っているかという意見が色々あるかと思いますが、もしございましたら改めてでも結構でございますので。ただ、先ほどもご紹介したように、その当時ですね、連携協力ができるようなところという観点で絞っていきましたが、その観点が今に置き換えて当てはまるかという部分があるかと思いますが、ただ、一方で大元の条例があるため、そう簡単に直しますというわけにもいかない部分もございます。現時点で色々な危機事象がありますけれど、

そういう観点から見て、今の記載の内容なんですけれども、ご意見をいただければと思います。

○奥原会長

そういう意味でいいますと来年の6月までに何かご意見があれば別途アンケートなりを提出ということで。

○千葉課長

お答えできてない部分もございますので、それらを併せてご照会するような形ですすすめさせていただきますと思います。

○奥原会長

はい、お願いします。

それでは、今の話も含めて、いくつか同じようなご意見も出て、この視点として抜けているのではないかというようなお話もございましたので、いわゆる事務局の資料に対する意見というよりは、こういうような分野を重点的にやったらどうかということも含めてですね、行動的なものとか私的なものも含めて、一回、事務局から委員の方々にアンケートを投げていただいてやったらどうかと、来年のどこかのタイミングでですね。

○千葉課長

今、会長からお話いただいた形ですね、ご照会させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○藁谷委員

新たな項目が加わっても、今までやってきた指標の中に出たものを付け加えるということでもよろしいでしょうか。今の例えば熊田委員がおっしゃったように刑務所に入る前と出た後の支援があれば安全であるというのは大事な部分で、これまでの指標に入れていなかったから、これからどうやっていくのかということなんですけれども、それをこの指標中に入れるのが可能なのかというのがそういった部分はどうなんでしょうか。

○奥原会長

それは、こういう視点でこういう部分について、取り組んでいけば良いのではないかと、具体的なものでも結構ですし、来年の基本計画にこういう風に加えたいと。

○藁谷委員

分かりました。

○奥原会長

そういうことでよろしいでしょうか。

色々なご意見を出していただきありがとうございます。今、具体的にこうだということは事務局の方からもまだお示しいただいてはいませんが、色々な時代背景とか社会情勢だとかを含めて見直しをされるということですので、引き続きご意見を出していただきたいと思います。今日は、色々なご意見があったのですけれども、個別でもありましたし、色々な委員の方々も共通のことをおっしゃっていたので三つくらいに整理できるのかなという風に思いました。

一つは、今ご質問ありましたように、指標値ですね、こちらでいうと資料2、変更していただいて、こういった計画の進捗とか効果とか検証したことを指標としてやってくんだという考え方は的確でよろしいのですが、それが上手く状況を説明できなくなってくるといふこともあるので、それをもういっぺん先ほど説明したように棚卸してですね、指標値を見直していただきたいと思います。

二点目としては、それを考えていただく際に、佐々木委員からもですし、各委員からも色々といただいておりますけれども、まとめた指標になってしまうと、どうしても見る方としては他人事みたいになってしまうんですよ。色々な問題が含まれていて薄くなってしまふということなので、それぞれのセグメント、例えば高齢者とか、ある地域だったら浜通りとか、場合によってはそういういくつかセグメンテーションした中を出していただくと、見る方も自分事と思って、ああそうなんだな、という風に思うんですね。例えば交通事故を減らそうということで、何人ということも大事だと思うのですけれども、その中で高齢者はこういうのがあるよ、というのがでてくると、地域の方もなるほどという風に思っていられると思いますし、全部のセグメンテーションに関して構成するというのは大変なので、具体的にというか強調したいセグメンテーションの指標を併せて設定いただくというようなことで、自分事として関心を持っていただくということで県民参加を促進していくという効果があると思いますので、二点目としてはセグメンテーションを確立されていくということをお願いしたいということです。

三点目は、色々な委員の方々で連携の話がされてらっしゃいましたが、そういった行政の中の分野の連携もごございますし、それから地域ですね、市町村がまたがるような地域の連携もあるんですけれども、そういった意味でそれをどういう視点でやっていくのかというと、なるべく効果とか政策の評価ですね、効果側から見ていく、そうすると先ほどの食育というようなもので健康なお子さんを作っていくんだというような視点からみたら、これは逆に一緒にやっていくというようなことになるかもしれませんし、それから地域でもやっぱりそういうような、場合によっては海の方の魚と内陸の方の野菜をこういう風に使ったらいんじゃないかという地域連携をすることで指標に関する関心が高まる、そういうようなことがあると思うので、そういう連携のさせ方というようなことについては、そういうこともやってらっしゃるということですので、そういう部分を参考にしてください



てですね、なるべく、どうせ同じようなことを県民に対して訴えるだったら連携してより効果のあるようなそういう活動としてやったらどうかという風になると思いますので、そういう観点で連携を進めていくんだと考えていただきたいと思います。あまり行政改革的な視点になるとですね、縦割りの排除みたいな在り方になるとなんとなく後ろ向きな議論になってしまうのですけれども、そういうことではなくて、県民から見たらより良い安全安心な県づくりということで県、もしくは市町村、民間、総合計画にあるように色々な団体とですね、相互に連携していくことが、結局はシナジーを生んでいくということでしょうから、そこが次の基本計画の横串を刺したような姿として出していただけたらなという風に思います。以上、これで皆さんのご意見いただきたいと思います。ありがとうございました。

○半澤主幹

皆さん、長時間にわたりまして大変お疲れ様でございました。以上をもちまして、安全で安心な県づくり推進会議を閉会させていただきます。